

広島県後期高齢者医療広域連合関係市町負担金規則

平成20年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号。以下「規約」という。）第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 負担金の額は、規約別表第3に基づき算定する。

2 規約別表第3の規則で定める経費は、平成30年度以後に広島県後期高齢者医療広域連合が負担して関係市町に設置する広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、当該システムの運用上共通して必要となる機器に要する経費を控除した経費とし、広域連合長が別に定める。

(納付計画の通知)

第3条 広域連合長は、関係市町が納付する負担金の額及びその納期限を定めた計画（以下「納付計画」という。）を作成したときは、関係市町に通知するものとする。納付計画を変更したときも、同様とする。

(負担金の納付)

第4条 関係市町は、前条に規定する納付計画に基づき、広域連合長が発行する請求書により、負担金を納付するものとする。

(負担金の納期限)

第5条 規約別表第3に定める共通経費に係る負担金の納期限は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、納期限を変更することができる。

第1期 4月15日

第2期 7月15日

第3期 10月15日

第4期 1月15日

2 規約別表第3に定める広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費、医療給付に要する経費及び保険料その他の納付金に係る負担金の納期限は、広域連合長が別に定める。

(負担金の精算)

第6条 広域連合長は、当該年度の医療給付に要する経費及び保険料その他の納付金に係る負担金の額が確定したときは、翌年度において広域連合長が発行す

る精算請求書又は返還通知書により、負担金を精算する。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、当該年度において、その一部を精算することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、負担金に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。